

令和5年度 しまね 環境保全活動助成金 ご案内

豊かなしまねの自然を守り、
持続可能な社会を次世代に引き継ぐために
県民一人ひとりが参画し、
地域のために環境保全に取り組む団体が
行う活動を支援する助成金です。

募集期間

令和4年**11月1日**~**12月26日**

対象の活動期間

令和5年**4月1日**~令和6年**2月末日**

■対象となる活動

申請団体が中心となって行う実践的な活動と、地域住民等を対象とした普及・啓発を行うことが必要です。

脱炭素社会を目指す地球温暖化対策の推進

- CO₂など温室効果ガスの排出削減を促す活動
- 再生可能エネルギーの活用を促す活動
- 省エネ（化石燃料や電気、水道等の消費削減）を一層進める活動
- 脱炭素に取り組む地域づくりについての普及・啓発

環境への負荷の少ない循環型社会の推進

- 3R（ごみの排出抑制、再使用、再生利用）を一層進める活動
- 食品ロスの削減を促す活動
- プラスチックの利用・排出を抑制する活動

自然とのふれあいの推進

- 希少な野生動植物を保護する活動
- 自然とのふれあいを通じた自然保護を促す活動
- 里地里山、水辺の環境の保全につながる活動
- 自然環境の保全についての普及・啓発

総合的な環境教育・環境学習の推進

- SDGsについて全般的な理解を深めるための教育や学習
- 次世代を担う子どもたちが地球環境について学び、行動することを促す教育
- 地域の環境を守ることの大切さを多世代が互いに学び合う学習

■対象となる団体

環境保全を目的に、営利を目的としない活動を行う以下のすべての要件を満たす団体が対象となります。

- 民間非営利団体（NPO法人、公益法人、一般財団法人、一般社団法人、任意団体等）
- 10人以上の会員を有する団体
- 団体の代表者が明らかで、定款や寄付行為、また規約が定まっている団体
- 島根県内に活動の本拠地があり、県内で活動を行う団体
- 金融機関に団体名義の口座があり、確実な経理処理ができること
- 未成年者のみで構成された団体でないこと
- 政治活動、宗教活動を目的とせず、反社会的勢力とも関わりがないこと

対象となる活動の要件

助成対象となる活動は、以下をすべて含む活動でなければなりません。

- 自らが活動の主体となる実践的な活動
- 普及啓発を伴う活動
- 広く多くの人々に利益をもたらす活動
- 新たな活動、改善された継続的な活動
- 継続性や発展性のある活動

申請する事業は 事前にご相談下さい。

ご相談受付

<平日> 月曜日~金曜日
9:00~17:00

TEL : 0852-67-3262
FAX : 0852-67-3787

メール : kadowaki@nature-sanbe.jp (担当:門脇)

対象団体	民間非営利団体 NPO法人、公益法人、一般財団法人、一般社団法人、 法人格を有しない任意団体やグループ等	
助成金額	5万円以上80万円以内	
助成率	対象となる活動費の2/3以内 (千円未満は切り捨て)	
対象経費	法人格を有しない任意団体やグループ	NPO法人、公益法人、一般財団法人 一般社団法人
	①謝金 ②旅費交通費 ③消耗品費 ④賃借料 ⑤通信運搬費 ⑥印刷費 ⑦保険料 ⑧委託費 対象となる活動費の1/3以内 ⑧委託費 ⑨臨時雇賃金 } ⑧⑨の合計は対象と なる経費の1/3以内	
活動期間	令和5年4月1日～令和6年2月29日	
申請回数	同じ活動内容で最大3回まで 審査はその都度行います。したがって助成が必ず3回認められるとは限りません。	

【注 意】 計上できる経費には、金額の上限や団体の法人格の有無による制限があります。

- ・消耗品は1品単価50,000円以内とします。
- ・臨時雇賃金は、法人格を有する団体のみ計上できます。
- ・委託費、臨時雇賃金の合計は、対象経費の1/3以内で計上できます。

なお、本助成金事業は島根県議会での関係予算の成立をもって実施が決定しますことをご了承ください。

申請する前に **申請する事業は事前に電話・メール等でご相談ください。**
 ■事務局は申請書の作成をサポートします。事業については事前にご相談ください。

応募する
 ■「しまね環境保全活動助成金申請の手引き」をよくお読みください。
 ■申請書はHPからダウンロードできます。
 <エコサポホームページ><https://www.nature-sanbe.jp/eco/bounty.html>
 ■必要書類を事務局へ郵送、またはご持参ください。(12月26日17時必着)

審査と交付の決定
 ■審査会(書類審査)の後、結果については文書でお知らせします。
 結果の通知は令和5年3月下旬を予定しています。

事業の実施と概算請求
 ■採択された場合、交付決定額の7割を上限に概算請求することができます。
 「活動の手引」をよく読み、適切に事業を実施してください。

実績の報告と精算
 ■活動終了後、期限までに実績報告書をご提出ください。
 <提出期限>令和6年2月末日
 ■提出された実績報告書を精査し、確定通知書をお送りしますので、精算払請求書を提出してください。
 ■精算払請求書を受理し、およそ2週間で残金を口座へ振り込みます。

お問合せ先 **しまねエコライフサポートセンター エコサポしまね**
TEL 0852-67-3262 FAX 0852-67-3787
メール kadowaki@nature-sanbe.jp 担当:門脇 ※くわしくは
 〒690-0887 松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター(タウンプラザしまね2F) 